

## 市政に関する地域座談会実施報告書

開催日時	平成21年 4月 9日(木)午後7時00分～午後8時55分		
会場	慈恩寺分館	出席者数	42人 (男37・女5)
地域座談会の内容(市長講話・質疑応答の内容等)			
<p>&lt;市長講話&gt; 「平成21年度寒河江市の予算について」の資料を使用 「景気・雇用対策」 「少子化対策」を中心に講話</p> <p>&lt;質疑・応答&gt;</p> <p>1 慈恩寺公民館の新しい施設(建設運動取り組んで10年目)が下の駐車場の所に建設予定である。市長の特段の配慮を！ 慈恩寺は年間20万人の観光客を誘致し、内2万人が拝観する。そんな中、本堂の東、華蔵院の土手下には彼岸花が咲く場所であるが、20mほど側溝の未整備地区がある。特段の配慮をお願いしたい。</p> <p>(回答：市長) 国の対応が遅れているが、農政局の方へ本年度中に完成するよう要望している。 側溝等、生活に関連したものは、できるだけ早く対応する。その場所は、今年度、着工の予定である。</p> <p>2 冬の除雪は、どこで測って除雪しているのか？</p> <p>(回答：総合政策課長) 消防署の所で、10cmの積雪で出動している。</p> <p>(質問：意見) 慈恩寺では実際にはもっと降っているが出動しない。元朝参りの時、24cm降っても出動しなかった。寒河江と慈恩寺では積雪が違う。村山市のように、地域の担当者が測定し要請をすると出動している自治体もある。</p> <p>(回答：市長) 他の市町村の状況も聞きながら研究してみたい。</p> <p>3 醍醐地区に学童保育を作ってほしい。</p> <p>(回答：市長)</p>			

高松地区からも要望があるが、実態を調べると希望する人の数が少ない。学童保育を立ち上げるには、ある程度の人数（10名以上とか）が必要。醍醐地区でも、要望する人を掘り起こすことが必要である。地域の盛り上がりを見ながら、高松地区と一緒に考えることも含めて検討していきたい。

- 4 下の駐車場（交流センターを建てる所）は雨が降ると水たまりができる。是非、水はけのよい舗装をお願いしたい。

（回答：市長）

いろいろ方法を考えてみたい。補助事業なども含めて研究したい。

- 5 慈恩寺の地番で、800番代は昔お寺をした所であり、番外は現在お寺をしている所である。明治20年代に地番を打った時に、先人が行った工夫ではないかと思っている。しかし、今、番外がなくなっている。現に2軒がなくなった。寺をやめた際に、名乗れないと思ったことが起因しているが、後に元のように復活するように要請したが駄目だった。法務局では、残せると言ったが、市民課から法務局へ問い合わせたら、やっぱり駄目という返事であった。最初から、番外地はなくしてしまおうという考えになっているようだ。歴史的な内容は、文化遺産である。先人の残したものは、簡単になくせない。生涯学習課の担当者も消極的であった。

（回答：市長）

第1は、皆さんの意志。そこを確認して意見の合意形成ができれば、法務局と一緒に研究し、検討してまいりたい。時間は必要である。有形の遺産、無形の遺産、いずれも大切にしなければならない。

- 6 十数年前に歴史資料館建設の話があり、議会でも調査費がついたが、今はどうなっているのか？

（回答：市長）

西郡全体の観光の在り方：観光振興計画がない。今は、観光は市だけで考える時代ではない。もっと広域的な振興計画がないと駄目である。市内では、慈恩寺は観光の拠点である。そのための拠点施設は必要である。広域的な振興計画を作成する中で、慈恩寺の施設整備を考えていきたい。地元の意見をお聞かせ願いたい。21年度に全体的な振興計画を作りたいということで、周辺の町にも働きかけていきたい。

（意見）

阿部西喜夫先生が生前くまなく回られた際の資料がある筈なので、それを展示できるのでないか。

- 7 慈恩寺の観光ガイドをしているが、大型観光バスが20～30分遅れて

くることがよくある。運転手に聞いてみると、道が分からないと言う。分かりやすい案内板の整備と観光パンフの工夫をお願いしたい。

(回答：市長)

どこで間違ったのか聞いてほしい。

(意見)

間違いやすいところは3ヶ所である。

1) 国道から入る大沼さんの所。

2) 駐車場の所でぐるぐる回る。

3) 陣屋さんの所をまっすぐ行って、バックできなくなる。

(意見)

看板もよいが、直接道路に書く方法もよいのでは。

(意見)

看板が左側にあるべきだろうが、右側のやぶの中にある所もある。

(回答：市長)

研究の必要がある。

(質問)

前の建設課長と、一緒に看板について見ることで約束していたが？

(回答：市長)

今の課長に引き継ぎたい。

8 一昨年から第5地区(慈恩寺・箕輪・日和田)において、昔話の掘り起こしを行い、一冊の冊子にまとめる事業を行っている。350戸がまとめ、1戸500円の拠出金で作業を進めているが、「ふるさと回帰事業」の一環として補助をお願いしたい。現在、申請を行っているところである。

(回答：市長)

内容を聞き、調べてみたい。

9 市の景観コンクールについて、9月の市報に掲載になっていたようであるが、花と緑だけに偏っていたようだ。寒河江市の景観であるから、慈恩寺の建物や門などでもいいのではないか？ 審査基準が明確でない。基準の見直しも必要なのではないか？

(回答：市長)

花咲かフェアの中で表彰しているので、そちらにウエイトがあるのでないかと思う。景観コンクールの基準も研究したい。

後日回答

2 慈恩寺地区をはじめ市中心部よりも雪の多い地区の除雪体制をどうするか  
(建設課)

今回の積雪については、観測時間の午前3時30分の段階では出勤発令の基準値10cmに達しておらず、午前5時以降に全市において20cmを超える積雪となり、その時点での出勤を発令すると朝の出勤と除雪が重なり、交通渋滞が発生すると予想されたため、出勤時間後に一斉出勤を発令したところであります。

今後の観測及び出勤につきましては、課内で会議を開催し除雪体制の確立に向けて検討してまいります。

5 慈恩寺地番問題について (市民生活課)

住民票の住所表示については、住民基本台帳法及び住民基本台帳事務処理要領に基づいて作成することとされており、住居表示が実施された区域を除いては、住所の表示は、町村の名称並びに市町村の町又は字の区域の名称のほか、地番を表示するように規定されており、誤りはあらゆる手段をとらえて是正し正確性を確保するよう求められております。

また、土地の表示については、不動産登記法により、市町村、大字、字、地番を付すこととなっており、慈恩寺地区における土地の表示についても、通常と同様に、大字、字、地番が付され「大字慈恩寺字鬼越 番地」という表示をしております。

慈恩寺地区には、ご質問のとおり現在も住所表示が「大字慈恩寺番外番地」と“番外”表示のままになっている世帯があります。なぜ“番外”表示のままに残されているかの経緯について確かなところは不明ですが、世代交代の折などにいずれ法令等に従った正確な表示になるものと期待し、また、市が一方的に是正する機会もなく、今日に至っているものと考えております。

これまで法務局や県の担当課と協議を行ってまいりましたが、この住民基本台帳法や事務処理要領に基づく住所の表示につきましては、第一に厳正に正確性の確保が求められることから、個々人の希望や自称等を用いることはできず、あくまで土地表示によることとなるとの見解に至ったところであります。

これは、“番外”表示の住所の方が、保険や金融機関、他の官公庁等の手続きをするに際して、住所表示と土地表示(地番)との違いを指摘され困っている旨の相談が寄せられていることからも裏づけられると感じております。

つきましては、住所の表示として“番外”の表示を新たに認めることは困難ですが、慈恩寺地区全体として歴史的に意義があり後世に伝え残すべきであるとの合意形成が図られた場合には、文書や地図等で残すなど後世に伝承する方法を地域と一緒に検討していきたいと思っております。

## 8 昔話の掘り起こし事業への助成（ふるさと回帰事業）

（生涯学習スポーツ振興課）

自分の住んでいる地域の歴史や文化を探り、理解することは、地域に対する愛着を育み他に誇れる地域につながることから、「歴史文化ふるさと回帰事業」は、市民の地域の歴史、伝統、文化、生活等に係る活動や事業に要する経費の一部を予算の範囲内で補助するものである。

慈恩寺・箕輪・日和田地区において進めている当該事業は、「回帰事業」の趣旨に合致するものであると思料されるので、諸準備が整い次第申請されたい。事業に要する経費の3分の2以内の額が補助される。

## 9 市の景観コンクールの審査基準について（花・緑・せせらぎ推進課）

景観コンクールは、市内のガーデニングや緑化活動、景観まちづくりに積極的に取り組んでいる個人、団体を表彰することにより、花咲くまちづくりへの関心と、緑化への意識を高め、よりよい景観を作り出すことを目的に開催しています。

募集内容は、「花咲くまちづくりガーデニング部門」ガーデニングにより庭や家の周りをきれいに飾っているもの。

「花咲くまちづくりまちなみ部門」建物や庭が周囲に調和し、良好なまちなみを作り出しているもの。

「花咲くまちづくり企業部門」企業や店舗が花や緑を植栽し緑化活動を行っているもの。

「花咲くまちづくり団体表彰」花壇づくりや緑化活動を行い、良好なまちなみ景観に寄与している地域の住民や団体を選定し表彰している。

の4部門について募集、選定を行い、表彰をしております。

5月5日号の市報で募集をしておりますが、上記の内容を明示しているところであります。

花と緑だけに偏っているということですが、「花咲くまちづくりまちなみ部門」で建物等についても対象としており、数点の応募がありました。残念が今回は入選者がありませんでしたが、景観を考慮した中で今後も、建物等の景観についても対応していきたいと考えております。

景観コンクールの基準については、寒河江市の景観を考慮した中で、コンクールの内容についても検討してまいります。

また、9月の市報への掲載ということですが、景観コンクールの決定が12月で、1月5日号の市報に掲載しているところであり、9月号への掲載は行っておりません。